

議員提出議案等　－　令和４年９月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第6号	安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）	否決	9月7日
発議第7号	少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書（案）	可決	9月28日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和4年（2022年）9月7日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 徳 岡 真 紀

安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）の提出
について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
内閣官房長官	松 野 博 一 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様

発議第 6 号

安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書（案）

政府は、参議院議員選挙期間中に奈良市内で銃撃され死亡した安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を、9月27日に日本武道館で実施することを閣議決定しました。

安倍氏が銃撃を受け殺害されたことは、決して許すことのできない暴挙であり最も強い言葉で非難するとともに、故人に対し謹んで哀悼の意を表します。

しかし、国葬とすることについては、次のとおり問題があります。

第一に、国葬の法的根拠がありません。戦前、国葬は個別の勅令、大正15年以降は国葬令に基づき行われていましたが、これらは日本国憲法に適合しないものとして、すでに失効しています。今回、政府は、内閣府設置法を根拠としていますが、この法律は、いわゆる組織法であり、国の儀式の事務は内閣府が所管すると記しているだけです。国葬の実施対象や形式などを定めた法令は存在しません。

第二に、国葬の費用が国会の議論を経ることなく支出される予備費で賄われることになると、財政民主主義の精神にもとることが挙げられます。7月22日の国葬実施の閣議決定から、国葬当日までは2か月以上あります。補正予算を編成し、国会で議論することも可能なはずですが。

第三に、国民の見方が大きく分かれている点です。岸田総理は記者会見で、国葬を行う理由について「卓越したリーダーシップと実行力があった」などとしましたが、安倍元総理の政治的立場や政治姿勢については国民の間でも評価が大きく分かれています。国葬についても、マスコミ各社の世論調査で賛否が分かれています。

第四に、国葬に伴い国民に弔旗掲揚や黙とうなどの弔意の表明を求める場合、国民の内心の自由を侵害する恐れもあります。

第五に、過去の例に従い自民党葬なり内閣葬で行うべきであり弔問外交も随時可能でもあります。

こうした状況下で、国民の理解もない中、十分な国会審議を経ないばかりか、各党各会派の合意もなく政府・与党の判断だけで国葬を行うことがあってはなりません。政府に対し、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）9月7日

三 次 市 議 会

令和4年（2022年）9月28日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 伊 藤 芳 則

〃 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
財務大臣	鈴 木 俊 一 様
総務大臣	寺 田 稔 様
文部科学大臣	永 岡 桂 子 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様

発議第7号

少人数学級，教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引上げに係る意見書（案）

2021年の法改正により，小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの，今後は，小学校に留まることなく，中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて，きめ細かい教育活動をするためには，さらなる学級編制標準の引下げ，少人数学級の実現が必要である。

萩生田元文部科学大臣も，改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で，30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では，貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また，新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生している。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。
- 2 学校の働き方改革をすすめ、長時間労働是正すること。そのため、小学校の教科担任制の拡大を始め加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）9月28日

三 次 市 議 会